

新たなごみの分別について

- 1 プラスチックの分別
- 2 剪定枝の分別
- 3 事業系ごみの分別
- 4 新たなごみ分別案
- 5 収集スケジュール案
- 6 ごみ処理施設の受け入れ案
- 7 今後の事業スケジュール

1 プラスチックの分別

名称	内容例	
可燃ごみ	生ごみ・紙くず・木や枝・布類（汚れて再利用できないもの）・革製品等（プラスチック製容器包装を除く）	
不燃ごみ	陶器くず・傘・包丁・割れガラス・鏡等（小型家電を除く）	
資源物	飲料缶・スプレー缶	スチール缶・アルミ缶・スプレー缶、カセットボンベ
	ペットボトル	ペットボトル（飲料用、酒類用、調味料用等）（PETマークのあるもの）
	透明ビン・色付ビン	透明なビン・色のついているビン
	紙類・布類	新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・布類・古着
プラスチック製容器包装	ペットボトルのキャップ・ラベル・食品包装用のトレー等（プラマークのあるもの）	

上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画より

令和4年3月 「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」策定
上尾市との広域化を見据え、町で既に実施している「プラスチック製容器包装」を両市町で資源化することとした。



令和4年4月 「プラスチック資源循環促進法」施行
・「プラスチック製容器包装」に加え、「プラスチック製品」（ハンガーやバケツのような硬いもの）の資源化も努力義務となった。
・また、ごみ処理施設整備における国庫補助である「循環型社会形成推進交付金」の交付要件に「プラスチック製容器包装」及び「プラスチック製品」の分別収集及び再商品化が追加された。

上記の理由から「プラスチック製品」に関する取扱方針を両市町で決める必要がある。

1 プラスチックの分別

従来の伊奈町の分別対象

プラスチック製容器包装の例



このマークが付いているもの



食品包装用のラップフィルム



トレー



袋



ペットボトル等の
キャップ



シャンプー等の
ボトル

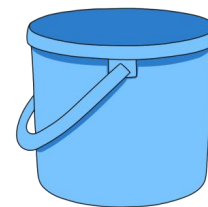
プラスチック製品の例



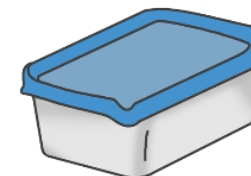
ハンガー



おもちゃ
(電池不用品)



バケツ



タッパー



買い物かご

※いずれも汚れが付着していないこと

1 プラスチックの分別

◎ 両市町の方針

ごみ処理施設整備において、国庫補助は不可欠である。

そのため、今まで伊奈町にて分別を行ってきた「プラスチック製容器包装」に、新たに「プラスチック製品」を加え、分別収集及び資源化を進めていく。

詳しい分別は「4 新たな家庭ごみの分別区分（案）」にて提示

2 剪定枝の分別

埼玉県の一部の自治体では、家庭や事業所等から排出される「剪定枝」を、可燃ごみではなく「たい肥」や「木質チップ」に資源化し、ごみの減量化を図っているところもある。

そのため、本町においてもごみ減量の取組として、「剪定枝」の資源について検討。



たい肥
→農作物栽培の際の土壌改良材として使用される。使用すると、肥料効果のほか、土の保水力や通気性の向上などが見込まれる。



木質チップ
→道路・公園などの舗装材や家畜の敷材として利用されているほか、木質バイオマスエネルギーとして活用されている。

2 剪定枝の分別

◎ 埼玉県内自治体の剪定枝資源化状況

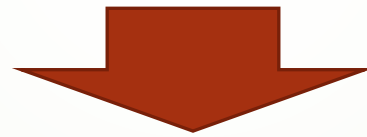
- 1 埼玉県内では63市町村のうち、18市町で剪定枝の資源化に取り組んでいる。(28%)
- 2 業者に委託している自治体が多く、自前で処理するには、設備と管理する人員が必要。(2団体が自前で処理)
- 3 資源化後の住民への配布のほか、資源化した物の処分も含めた委託を多く自治体で実施している。

◎ 県内自治体の剪定枝資源化取組例

自治体名	資源化量	処理	資源物	収益・支出
川越市	297 t /年	市施設で処理	土壌改良材 (市民に抽せんで配布)	収益：なし 支出：運営費等
加須市	3,797t/年	委託	木質チップ (処分委託)	収益：なし 支出：委託費等

2 剪定枝の分別

- ・ごみ広域処理施設の整備にあたっては、整備運営費用を下げるものが課題となっているが、**剪定枝の資源化を行うには**、新たに破砕設備やストックヤードの整備及び運営する人員が必要となり、**費用の上昇が見込まれる。**
- ・実施している他自治体において、資源物（たい肥、木質チップ）は住民への配布や処分を委託しているケースが多く、**収益がない、または支出が収益を上回る可能性が高い。**



◎ 両市町の方針

上記の理由から「剪定枝」の分別は行わず、従来通りに「可燃ごみ」として処理するもので進めていく。

3 事業系ごみの分別

家庭系ごみの分別を変更するにあたり、事業系ごみの分別も変更するか検討する。

事業系ごみについては排出量が多いことから古紙、ビン、ペットボトル、缶、プラスチック類（個人消費を含む）等の取り扱いについて検討する。

【本町の事業系ごみ量の推移】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
量 (t)	2, 7 4 5	2, 4 9 0	2, 4 7 1	2, 5 4 8	2, 5 5 1

令和2年度から事業系ごみ量に大きな変化がなく、住民一人あたりの排出量としては埼玉県平均値よりもやや低い程度であるが、上尾市よりも排出量が多い。

3 事業系ごみの分別

区分	種類
生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理残さなど
燃えるごみ	汚れて資源として扱うことができない紙ごみ。
古紙	新聞、雑誌、ダンボール、カタログ、コピー用紙、機密文書、シュレッダー紙、紙パックなど
剪定枝・刈草	事業所敷地内にある樹木等。 木枝等は直径15cm未満、長さ1m未満のもの。
廃プラスチック類	従業員が飲食した際のペットボトル、プラスチック製容器のみ
金属類	従業員が飲食した際の飲料缶・菓子缶（一斗缶は除く）のみ
ガラス、陶磁器	従業員が飲食した際のびんのみ

従業員が飲食したものだとしても、資源化できるものは事業者にて資源化を
してもらった必要がある。

再資源化ができるものも含まれた記載になっている。

3 事業系ごみの分別

近隣自治体の事業系ごみの受け入れ状況

自治体名	受入物	プラスチックの取り扱い
上尾市	リサイクルできない紙類（カーボン紙、複写伝票等）、生ごみ、紙おむつ、木・枝・草	弁当の容器、菓子の包装袋を受け入れている。 （従業員の個人消費に限る）
さいたま市	食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ(生ごみ・魚あら・茶殻等)、汚れて再資源化ができない紙・繊維(天然繊維に限る)・木くず等	従業員が飲食した際の弁当容器などは事業系一般廃棄物として受け入れている。
桶川市	燃やせるごみ（生ごみ・木くず）、古紙類（段ボール・紙パック）	従業員が飲食した際の弁当容器などは事業系一般廃棄物として受け入れている。
川越市	生ごみ（食品の食べ残し、食品の売れ残り、調理残さ等）、紙くず（資源化できないもの）、繊維くず（汚れた作業着、制服、軍手など）、木くず（木製品、剪定枝、刈草など）	従業員が飲食した際の弁当容器などは産業廃棄物として処理するように指導しており、受け入れていない。

そのほか、同じく隣接自治体である「川島町」「蓮田白岡衛生組合」においても、従業員の飲食等により排出されるプラスチック製容器包装は事業系ごみとして受け入れている。

3 事業系ごみの分別

○資源物について

川越市を除き、従業員の飲食における弁当容器等は事業系ごみとして受け入れていることから資源物（古紙、プラスチック資源類、カン、ペットボトル等）はなるべく自社で資源化していただくよう促していく。

○燃えるごみについて

現状の分別内容では、汚れていれば燃えるゴミとして処理できることから上尾市のようにリサイクルできない紙類（カーボン紙、複写伝票等）と具体的に受け入れる出来るものを提示し、処理できない物は自社で対応するか古紙として資源化してもらうように促していく。

4 新たなごみ分別案

【現行のごみ分別区分】

名称		内容例
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、木・枝・葉、紙おむつ、布団・カーペット類（1m以内裁断）
不燃ごみ		プラマークがついていないプラスチック、陶器くず、電化製品、傘、包丁・割れガラス・鏡等（小型家電を除く）
資源物	カン	スチール缶・アルミ缶・スプレー缶、カセットボンベ
	ペットボトル	ペットボトル（飲料用、酒類用、調味料用等）（PETマークのあるもの）
	透明ビン	透明なビン
	色付ビン	色のついているビン
	紙類・布類	新聞紙・雑誌・段ボール・布類・古着
	プラスチック製容器包装	ペットボトルのキャップ・ラベル・食品包装用のトレー等（プラマークのあるもの）

【新たなごみ分別区分（素案）】

名称		内容例
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、木・枝・葉、紙おむつ、 布団・カーペット類、革製品、プラスチック資源に該当しないプラスチック
不燃ごみ		陶器くず、電化製品（粗大ごみサイズ未満）、傘、包丁・割れガラス・鏡等
資源物	カン	スチール缶・アルミ缶・スプレー缶、カセットボンベ
	ペットボトル	ペットボトル（飲料用、酒類用、調味料用等）（PETマークのあるもの）
	ビン	透明なビン、色のついているビン
	紙類・布類	新聞紙・雑誌・ 雑がみ ・段ボール・布類・古着
	プラスチック資源	ペットボトルのキャップ・ラベル・食品包装用のトレー等（プラマークのあるもの）、 トレー、ハンガー、バケツなどの100%プラスチック

※表に記載のない蛍光灯、廃乾電池、小型家電については分別の変更はなし。

4 新たなごみ分別案（可燃ごみ）

（1）布団類

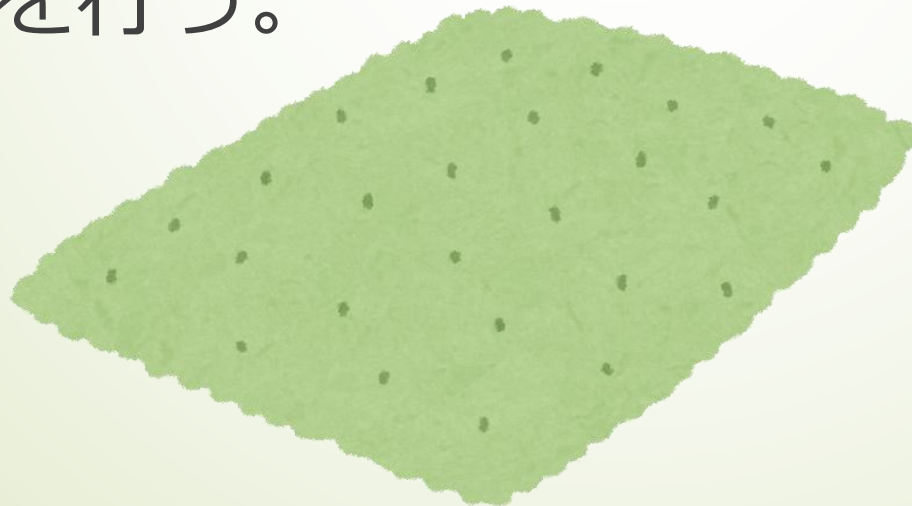
今までは1 m以内に切る必要があったが、新たな分別では、なるべく小さくおりたたみ、縛って集積所に出す。



4 新たなごみ分別案（可燃ごみ）

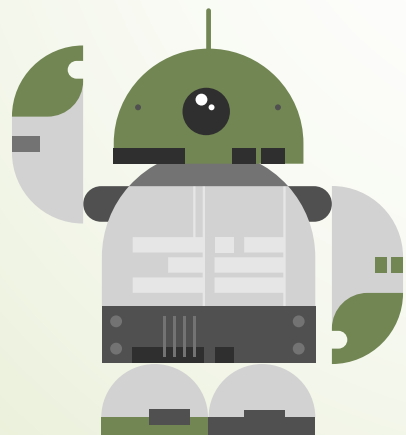
（2）カーペット類・革製品

今まで不燃ごみであったが、最終処分量を減らすために可燃ごみとして処理し、可燃ごみ残さとして処理を行う。



4 新たなごみ分別案（可燃ごみ）

（3）プラスチック資源に該当しないプラスチック
金属がついているものについては再資源化でき
ないことから可燃ごみとして処理を行う。



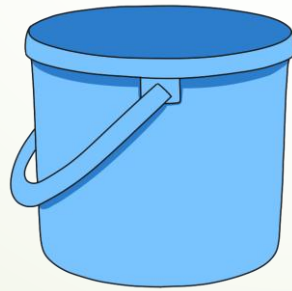
4 新たなごみ分別案（ビン）

「色つきビン」及び「透明ビン」を分別してきたが、新たなごみ処理施設では施設内で選別を行うことから、「ビン」の日として統一する。



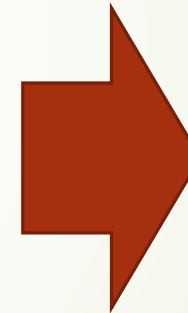
4 新たなごみ分別案（プラスチック資源）

プラマークがついている「プラスチック製容器包装」及び100%プラスチックで形成されているものも資源化していく。



4 新たなごみ分別案

名称	現行の日程
可燃ごみ	週2回
不燃ごみ	月2～3回
プラスチック製容器包装 →プラスチック資源 (R15～)	週1回
古紙・古着	月2～3回
ペットボトル	月2回
カン	月2回
透明ビン・色付きビン →ビン (R15～)	透明ビン 月1回 色付きビン 月1回
蛍光管・水銀計・電球 →蛍光管・水銀計 (R15～)	年2回 (土曜日)
廃乾電池・ライター	年2回 (土曜日)
充電式小型家電	収集なし (拠点回収のみ)



新たな日程
週2回
月2回
週1回
月2回
月2回
月2回
月1回
第5週の水曜日
第5週の水曜日
月1回

令和15年度以降は土曜日の収集及び受入れはしないものとする。

5 収集スケジュール案（北）

◎現状の収集スケジュール（～R14）

	月	火	水	木	金	土
第1週	可燃ごみ	容プラ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	可燃ごみ	透明ビン	蛍光管（年2回）
第2週	可燃ごみ	容プラ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	可燃ごみ	カン、ペットボトル	収集なし
第3週	可燃ごみ	容プラ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	可燃ごみ	色つきビン	ライター、廃乾電池（年2回）
第4週	可燃ごみ	容プラ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	可燃ごみ	カン、ペットボトル	収集なし
第5週	可燃ごみ	容プラ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	可燃ごみ	カン、ペットボトル	収集なし

◎広域化後の収集スケジュール（R15～）

	月	火	水	木	金	土
第1週	可燃ごみ	プラ資源	古紙・古着	可燃ごみ	ビン	収集なし
第2週	可燃ごみ	プラ資源	不燃ごみ	可燃ごみ	カン、ペットボトル	収集なし
第3週	可燃ごみ	プラ資源	古紙・古着	可燃ごみ	小型家電	収集なし
第4週	可燃ごみ	プラ資源	不燃ごみ	可燃ごみ	カン、ペットボトル	収集なし
第5週	可燃ごみ	プラ資源	蛍光管、ライター、廃乾電池	可燃ごみ	カン、ペットボトル	収集なし

5 収集スケジュール案（南）

◎現状の収集スケジュール（～R14）

	月	火	水	木	金	土
第1週	容プラ	可燃ごみ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	カン・ペットボトル	可燃ごみ	蛍光管（年2回）
第2週	容プラ	可燃ごみ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	透明ビン	可燃ごみ	収集なし
第3週	容プラ	可燃ごみ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	カン・ペットボトル	可燃ごみ	ライター、廃乾電池（年2回）
第4週	容プラ	可燃ごみ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	色つきビン	可燃ごみ	収集なし
第5週	容プラ	可燃ごみ	古紙・古着もしくは不燃ごみ	カン・ペットボトル	可燃ごみ	収集なし

◎広域化後の収集スケジュール（R15～）

	月	火	水	木	金	土
第1週	プラ資源	可燃ごみ	不燃ごみ	カン、ペットボトル	可燃ごみ	収集なし
第2週	プラ資源	可燃ごみ	古紙・古着	ビン	可燃ごみ	収集なし
第3週	プラ資源	可燃ごみ	不燃ごみ	カン、ペットボトル	可燃ごみ	収集なし
第4週	プラ資源	可燃ごみ	古紙・古着	小型家電	可燃ごみ	収集なし
第5週	プラ資源	可燃ごみ	蛍光管、ライター、廃乾電池	カン、ペットボトル	可燃ごみ	収集なし

6 ごみ処理施設の受け入れ案

◎現状の受け入れ（～R14）

受付時間	9：00～16：30（昼休憩なし）
受付日程	月～金（祝日を含む 年4回土曜日） 年始を除く収集日と同日



◎広域化後の受け入れ案（R15～）

受付時間	8：45～11：30（午前の最終受付時間） 13：00～16：15（午後の最終受付時間） ※8：30～17：15の間、電話対応等は行う。
受付日程	月～金（祝日を含む） ※土曜日なし 年始を除く収集日と同日

7 今後の事業スケジュール

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
分別統一案決定									
ホームページ公開									
都市計画決定									
用地取得									
ごみ処理施設設計・建設工事									
住民周知									
ごみ処理施設運営開始									
新たな分別開始									

※新たな分別開始時期は上尾市とのごみ広域処理施設の稼働時期と合わせる。

※住民周知については前もって実施してしまうことで今の分別との混乱を招くことが予想されることから分別開始の3年前から周知を開始する。